

令和 8 年熊本地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 8 年 7 月 28 日（以下「基準日」という。）に発生した地震に伴う災害（基準日に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた災害をいう。以下「令和 8 年熊本地震」という。）により損壊した家屋等を所有者等の申請に基づき、市が災害廃棄物として解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）を実施することにより生活環境保全上の支障を除去し、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災家屋等 被災建築物、被災工作物等及び災害廃棄物をいう。
- (2) 被災建築物 令和 8 年熊本地震により損壊した家屋及び事業所その他これらに類する建築物（事業の用に供する建物である場合は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。）で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 22 条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 罹災証明書（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 第 1 項に規定する調査に基づき、市長が災害による被害の程度を証明する書面をいう。以下同じ。）等により証明された被害の程度が、半壊以上の判定を受けたもの。
 - イ アに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境保全上の支障があるとして、やむを得ず取り壊す必要があると市長が認める被災建築物。
- (3) 被災工作物等 令和 8 年熊本地震により被災建築物と同一の敷地内に存する損壊した工作物及びがれき等で、早急に解体及び撤去をしなければ人的被害若しくは物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境保全上の支障があると考えられるものをいう。
- (4) 災害廃棄物 令和 8 年熊本地震により損壊し、又は変質し、本来の用をなさなくなったことにより廃棄することを余儀なくされたものをいう。

(解体及び撤去の対象)

第3条 この要綱の規定に基づく解体及び撤去の対象は、市内に存する被災家屋等とする。ただし、被災家屋等の一部の解体及び撤去は行わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、建築物が著しい管理不全状態にあり、その損壊について令和8年熊本地震による被害と従前からの老朽化、腐朽その他の劣化による損傷とを区分して確認することができず、市長が令和8年熊本地震による被害であると認めることができない場合は、解体及び撤去の対象外とすることができる。

(対象者)

第4条 被災家屋等の解体及び撤去の申請をすることができる者は、令和8年熊本地震発災時における被災家屋等の所有者又は当該所有者の相続人その他の一般承継人とする。

- 2 前項に規定する者が令和8年熊本地震発災後に死亡した場合等やむを得ない事由により所有権が移転した場合については、所有権移転後の所有者が申請できるものとする。

(申請)

第5条 被災家屋等の解体及び撤去を申請する者(以下「申請者」という。)は、被災家屋等の解体及び撤去申請書(様式第1号)に次に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 被災家屋等の罹災証明書等の写し
- (2) 申請者の本人確認ができる書類の写し
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 被災家屋等の配置図及び写真(被災家屋等の全景その他の解体及び撤去に係る対象物が特定できるもの)
- (5) 次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める書類

解体及び撤去を申請する被災建築物が未登記の場合	当該被災建築物に係る固定資産評価証明書(作成後3か月以内のものに限る。)
代理人が申請する場合	委任状
被災建築物が共有である場合又は被災建築物の所有者が死亡し、遺産分割協議が完了していない場合	申請者を除く共有者全員又は相続人全員に係る次のア及びイに掲げる書類 ア 被災建築物の解体及び撤去に係る同意書 イ 印鑑登録証明書
被災建築物に抵当権等の権利が設定されている場合	関係権利者に係る次のア又はイに掲げる書類及びウに掲げる書類

	ア 被災建築物の解体及び撤去に係る同意書 イ 抵当権の解除証書 ウ 印鑑登録証明書
賃貸物件の所有者が申請する場合	賃借人全員に係る被災建築物の解体及び撤去に係る同意書
所有権について差押え、仮差押え又は処分禁止の登記がある被災建築物の所有者が申請を行う場合	差押え、仮差押え又は処分禁止の登記に係る債権者全員の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書
所有者が死亡している場合において、被災建築物を相続する相続人が申請を行う場合	次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人であるときは、ウ及びエに掲げる書類を除く。 ア 所有者の死亡を証する書類 イ 相続人の全員が確認できる戸籍謄本等 ウ 相続人の全員(申請者を除く。)に係る登録印が押印された遺産分割協議書 エ 相続人全員の印鑑登録証明書
所有者が死亡している場合において、被災建築物を相続する相続人が決まっていないが被災建築物の解体及び撤去について相続人の全員が同意している場合	次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人であるときは、ウ及びエに掲げる書類を除く。 ア 所有者の死亡を証する書類 イ 相続人の全員が確認できる戸籍謄本等 ウ 相続人の全員に係る登録印が押印された被災建築物の解体及び撤去に係る同意書 エ 相続人全員の印鑑登録証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項第5号の表に規定する委任状並びに被災建築物の解体及び撤去に係る同意書の様式は、市長が別に定める。
- 3 第1項に規定する申請の受付期間は、市長が別に定める。

(審査等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、解体及び撤去の実施を決定したときは、被災家屋等の解体及び撤去に係る決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、被災家屋等の解体及び撤去に係る不決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するも

のとする。

- (1) 前項の審査の結果、解体及び撤去の実施が不相当と判断したとき。
- (2) 申請者の責めに帰すべき事由により、解体及び撤去を実施できないとき。

(解体及び撤去の費用負担)

第7条 前条第1項に規定する決定に基づき実施した被災家屋等の解体及び撤去に係る費用は、第1条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める範囲で、市が負担する。

(家財道具等の搬出等)

第8条 申請者は、市が被災家屋等の解体及び撤去を実施するまでに、家財道具等を搬出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により搬出が困難である場合は、この限りでない。

- 2 申請者は、前項ただし書に規定する家財道具等がある場合は、搬出困難な家財道具等である旨を明示するとともに、被災家屋等の解体及び撤去後の保管について適切に対応しなければならない。この場合において、市は、搬出困難な家財道具等の管理についてその責任を負わない。
- 3 前項に規定する搬出困難な家財道具等である旨の明示のないものは、災害廃棄物とみなし、これを撤去するものとする。

(遵守事項)

第9条 被災家屋等の解体及び撤去に際し、第6条第1項に規定する決定の通知を受けた申請者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管及び結線等の除去工事及びこれに伴う諸手続は、解体及び撤去の実施前までに、申請者がそれぞれの供給事業者に対し必要な手続を完了させること。
- (2) 他者の災害廃棄物その他の廃棄物を一緒に廃棄しないこと。
- (3) 虚偽の申請を行わないこと。
- (4) 被災家屋等の解体及び撤去の実施に当たり、隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、隣接地の所有者からの同意を得ること。
- (5) 被災家屋等の解体及び撤去の実施については、事前に近隣への周知を行うこと。
- (6) 被災家屋等の解体及び撤去に伴う各種手続については、申請者が行うこと。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、やむを得ない事由により第5条第1項の規定による申請を取り下げる場合は、取下げの事由が生じた日以後速やかに被災家屋等の解体及び撤去に係る申請取下書(様式第4号。以下「取下書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る解体及び撤去に既に着手しているとは、取り下げるできないものとする。

- 2 市長は、前項に規定する取下げがあったときは、解体及び撤去を行わない旨を申請者に通知するものとする。申請者から被災家屋等の解体及び撤去の申請を取り下げる意思表示がされたにもかかわらず、取下書の提出がなく、別に期限を定めて提出を行うよう通知を行った後も当該期限までに取下書の提出がないときも同様とする。

(完了通知)

第11条 市長は、被災家屋等の解体及び撤去が完了したときは、被災家屋等の解体及び撤去完了通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月28日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

受付番号

被災家屋等の解体及び撤去申請書

上天草市長 様
令和 年 月 日

申請者 ※太枠内を記入してください。

所有者 ※法人の場合は 名称及び代表者	〒 ー 住 所
	フリガナ
	氏 名
	印
	生年月日 大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日
代理人	〒 ー 住 所
	フリガナ
	氏 名
	印
	電話 ー ー 携帯番号 ー ー
連絡事項	申請者との関係 ☐ 子 ☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ その他 ()

令和8年熊本地震により損壊した被災家屋等の解体及び撤去について、下記及び裏面のとおり申請します。

記

被災家屋等所在地	☐ 所有者住所と同じ ☐ 異なる 所在地 (上天草市)
被災家屋等の種類	☐ 住宅 ☐ 倉庫・物置 ☐ 分譲マンション (名称) ☐ 賃貸・寮・社宅 (名称) ☐ 事務所・店舗・作業所 ☐ その他 ()
罹災 (被災) 証明	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 申請中 ☐ その他 ()
被災家屋等の状況等	☐ 既に倒壊している ☐ 他の家屋等に物的被害を生じさせている ☐ 家屋等について生活環境保全上の支障が生じている (又は生じる恐れがある) ☐ その他 ()
登記簿上の所有者	☐ 所有者に同じ ☐ 所有者を含む共有名義 ☐ 故人 (未相続) ☐ 未登記
登記簿上の 他の権利者	☐ なし ☐ あり ☐ 未登記 ※抵当権等設定の有無

上天草市に対して解体及び撤去を申請するにあたり、令和8年熊本地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱を遵守するとともに、以下の事項について異議なく同意します。

番号	項 目	確認欄
1	本申請の対象の家屋等、並びに当該家屋等の内部及び当該家屋等の周辺にある財物（申請者又はその代理人が、当該家屋等の解体に着手する前までに処分に同意しない旨を申し出たものを除く。以下、「家屋、財物等」という。）の解体及び撤去及び処分に関しては、すべての権利関係者（共有者、相続権者、抵当権者など）の同意を得ており、上天草市及びその委託を受けた者に対し、一切の不服申し立て及び紛争の提起は致しません。	☐
2	家屋・財物等の解体及び撤去及び処分に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者である私の責任において解決します。	☐
3	家屋・財物等の解体及び撤去及び処分の実施のため、上天草市及びその委託を受けた者が本申請の対象の家屋等の敷地内に立ち入ることに同意します。	☐
4	上天草市が別に定めた期限内に解体及び撤去に着手できない場合（財物等の搬出遅延又は被災家屋等に附帯する水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、配線等の除去工事並びにこれらに伴う諸手続遅延等）は、解体及び撤去を実施されないことに異議なく同意します。	☐
5	上天草市が解体及び撤去工事を行うにあたって、市及び委託者（工事業者等）からの連絡調整に協力し、原則として市の開庁日に解体及び撤去の立会いを行うなど、誠意をもって対応します。	☐
6	上天草市が別に定めた期限までに解体及び撤去工事を完了するため協力すること、申請した土地及び残存家屋等に関する維持管理は、申請者の責任で適切に行います。	☐
7	以下の工事等は解体及び撤去工事の対象外となることに異議ありません。 1）電気・ガス・水道等の停止手続に関する費用、引込電線、電話線等撤去に関する費用 2）浄化槽（便槽）の汲み取り及び最終清掃等に関する費用 3）家屋及び敷地内生活ごみ等の片付け費用 4）浄化槽等の地下埋設物撤去、植栽等撤去（住居と一体的に解体する場合を除く。） 5）一部解体（リフォーム工事）に関する費用、申請者の都合による人力解体工事に要する費用 6）解体工事後の土地に対する砕石敷き均しや客土（土の運び入れ）等に関する費用 7）解体に支障とならない工作物（門扉・塀・擁壁等）の解体及び撤去費用 8）地下深くまで埋設された基礎杭や地下室などの解体及び撤去費用	☐
8	解体後の跡地整備は掘削重機による土面荒仕上とし、かつ基礎撤去を行った場合は土地の地盤高が下がることに異議ありません。	☐
9	解体工事の完了立会い後は、如何なる不具合（水道管漏水、残存物撤去等）が発生した場合であっても、申請者の費用と責任で解決します。（客土・盛土等の費用は申請者の負担で実施します）	☐
10	この被災家屋等及び災害廃棄物の解体及び撤去申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより上天草市に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償します。	☐
11	その他の上天草市の事業の実施のため、本申請書に記載された個人情報その他の情報について、上天草市の委託を受けた者に提供すること、本申請に関する内容を確認するため、上天草市の各課室局から必要な情報提供を受けることに同意します。	☐

上記 1 1 項目について市担当職員より説明を受け、同意のうえ申請します。

☐所有者本人 ☐代理人

氏名（自署）

【処理欄】（以下は記入しないでください。）

受付	月 日	令和	年	月	日	受付者	
添付書類	申込者確認	所有者	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ パスポート ☐ その他（ ）				
		代理人	☐ 委任状 ☐ 代理人確認資料 ☐ 所有者の実印押印・印鑑証明				
	必ず添付	☐ 罹災（被災）証明書等（写） ☐ 配置図 ☐ 写真 未登記の場合→ ☐ 固定証明					
	場合に 応じ 必要 な 書類	☐ 印鑑証明（共有・相続・抵当等）					
		☐ 同意書（共有・相続・法廷代理・抵当等・賃借人・隣接）					
		☐ 抵当権解除証明 ☐ 遺産分割協議・公正証書 ☐ 相続関係図					
☐ 除籍・戸籍謄本							
延床面積	m2		構造				

様式第 2 号(第 6 条関係)

	第	号
令和	年	月
		日

様

上天草市長 堀江 隆臣 印

被災家屋等の解体及び撤去に係る決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった被災家屋等の解体及び撤去について、下記のとおり実施することに決定しましたので通知します。

記

解体撤去する家屋等の所在地

施工業者（事業者名・所在地・電話番号）

解体及び撤去着工、完了予定日
令和 年 月 日から令和 年 月 日
※この期間はあくまで目安であり、全体の進捗状況により前後することがあります。実際の着工日は施工業者から改めて連絡いたします。

確認事項

○申請者は解体及び撤去工事着工日までに、家屋等内の家財道具等を搬出すること（既に被災家屋等が倒壊し立入及び搬出ができない場合を除く）。

○解体及び撤去着工、完了予定日を近隣の住民に周知すること。

○解体及び撤去工事には、必要に応じ、申請者又は申請者が指定する者が立ち会うこと。

様式第 3 号(第 6 条関係)

			第	号
	令和	年	月	日
様				
上天草市長 堀江 隆臣 印				
被災家屋等の解体及び撤去に係る不決定通知書				
令和 年 月 日付けで申請のあった被災家屋等の解体及び撤去について、審査の結果、解体及び撤去しないことに決定しましたので通知します。				
記				
解体撤去を申請した家屋等の所在地				
解体撤去しない理由				

令和 年 月 日	
上天草市長 様	
住所 氏名	
被災家屋等の解体及び撤去に係る申請取下書	
令和 年 月 日付け	号で決定通知があった被災家屋等の解体及び撤去について、申請を取り下げます。

令和 年 月 日付け 号で決定通知があった被災家屋等の解体及び撤去について、申請を取り下げます。

第 号
令和 年 月 日

様

上天草市長 堀江 隆臣 印

被災家屋等の解体及び撤去完了通知書

令和 年 月 日付けで決定通知した被災家屋等の解体及び撤去について、下記のとおり完了したので通知します。

記

- 1 解体撤去した家屋等の所在地
- 2 解体撤去した家屋等の所有者
- 3 施工業者（事業者名・所在地）
- 4 解体完了日
令和 年 月 日